

令和 6 年度 北海道における農業農村整備事業等の 補助事業の事後評価（完了後の評価）について

1 趣旨

農業農村整備事業等補助事業の事後評価（完了後の評価）は、事業のあり方の検討、事業の有効性の検証、事業評価手法の改善等を行う観点から、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を実施する。

2 事後評価の実施地区の考え方

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、総事業費 10 億円以上、事業完了後一定期間（おおむね 5 年）経過した地区で、かつ事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

【総事業費 10 億円以上で平成 30 年度の完了地区・・・計 19 地区（全国計 41 地区）】

- ・農業競争力強化基盤整備事業・・・18 地区（全国計 37 地区）
- ・農村地域防災減災事業・・・1 地区（全国計 4 地区）

3 事後評価の実施地区

上記 19 地区について、事業実施主体に対するアンケート調査（①地区の概要、②整備された農地、施設の利用状況について特記すべき事項、③整備された施設の管理状況、④事業実施主体による事後評価の実施の有無、費用対効果分析に関する資料提供の可否等）を実施し、その結果を基に、評価実施地区を選定した。（全国で 20%以上を目標）

【評価実施地区】

北海道は 3 地区を選定した。

事業名	地区名	関係市町村名	事業メニュー	事業実施主体
農業競争力強化 基盤整備事業	南平和第 2	芽室町、音更町 (十勝総合振興局)	畑地帯総合 整備事業	北海道
	名寄東	名寄市 (上川振興局)	農地整備事業	北海道
	留萌中南部	苫前町、羽幌町、 初山別村、遠別町 (留萌振興局)	草地畜産基盤 整備事業	(公財) 北海道農業公社

(全国では、能登震災対応を優先する観点から北陸農政局管内の 4 地区を除く全国計 37 地区のうち 8 地区 (21.6%) を選定した。)

4 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

農林水産省が設置する事業評価委員会が評価を実施する。

(2) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの提供資料を基に、評価実施地区の結果書（地区別評価結果書、事業の効用に関する説明資料等）を取りまとめる。

【評価項目】

- 社会経済情勢の変化
- 事業により整備された施設の管理状況
- 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- 事業効果の発現状況（費用対効果分析結果を含む。）
- 事業実施による環境の変化
- 今後の課題等

(3) 第三者委員の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保という観点から技術検討会を開催し、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて評価結果書に反映する。

5 事後評価結果の公表

農林水産省において取りまとめた北海道の地区別評価結果書に、地方農政局等が取りまとめた地区別評価結果書を加え、全国の事業評価書を取りまとめる。

その後3月末(予定)に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」を農林水産省ホームページで公表する。

令和6年度 北海道補助事業 事後評価実施地区 位置図

